

令和2年度小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）実施要項

第1 目的

少子高齢化や核家族化の進行など、社会環境等の変化による地域の福祉ニーズの多様化を踏まえ、社会福祉法人等が自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことが求められている。

これらのニーズに対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）を実施し、地域の複数法人が参画するネットワークの構築・協働事業の実施等を推進することを目的とする。

第2 実施主体

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

県内市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）

第3 実施期間・箇所数・助成金額

実施期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）とする。

箇所数は県域1箇所（県社協）、市町村社協3箇所とする。

市町村社協に対する助成事業については、「小規模法人ネットワーク化事業（ちゅいしいじい事業）助成要項」において別に定める。

第4 事業内容

1 市町村社協が取り組む事業

モデル指定を受けた市町村社協は、事業の柱となる事業【下記（1）から（5）】を実施する。

（1）法人間連携プラットフォームの設置

①設置

市町村社協が中核となって、複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、プラットフォームに参画する法人（以下「参画法人」という。）の間で、地域課題に関する討議を行うとともに、以下の（3）から（5）に掲げる取り組み内容の企画、当該取り組みに係る実施方法の検討、取り組み状況の検証等を行うものとする。

③ 参画法人等

市町村社協は、参画法人について、概ね10法人程度以上とすることを基本とし、1の法人において1の施設又は事業所のみを運営しているような法人（小規模法人）を可能な限り参画させなければならない。

ただし、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、これに該当しない法人を参画させることも差し支えない。このほか、参画法人については、社会福祉法人に限らず、行政や営利法人、公益法人などの法人の種別や法人格の有無は問わないものであるほか、本事業を効果的に進めていく上で必要と認められる場合には、福祉サービス事業者以外の者を参画させることも差し支えない。

(2) 複数法人の連携による地域貢献のための協働事業の立ち上げ

参画法人が所有する資産及び人員・設備を活用しつつ、それぞれの法人の強みを活かしながら、(1)において共有された地域課題の解決を図るため、次に掲げるような地域貢献のための取り組みを立ち上げ、試行すること。

複数法人の連携による地域貢献のための協働事業参考例

- ① 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置
- ② 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業
- ③ 公的サービスの利用ができない者に対する軽度日常生活支援
- ④ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の交流・学びの場づくり
- ⑤ 緊急一時的に支援が必要な物に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け
- ⑥ 貧困家庭の子供に対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援
- ⑦ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援
- ⑧ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり
- ⑨ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援
- ⑩ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援
- ⑪ 災害時要配慮者に対する支援体制の構築等

厚生労働省：小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施要綱より参照

(3) 福祉・介護人材の確保・定着のための取り組みの推進

(2)の事業の実施等により、既存職員に過重な負担が生じることのないようにするとともに、参画法人が相互に連携し、プラットフォーム内での必要な研修会の実施を通じて、地域の様々な福祉・生活課題に対応する職員の育成及び、福祉・介護人材の確保・定着のための取り組みを行う。

(4) その他地域の特性に応じた、市町村において必要と認められる取り組みの実施

(2)(3)の事業以外にも、市町村によっては地域の特性に応じた取り組みを実施することも想定されることから、参画法人と連携し相違工夫を凝らした取り組みを行う。3

事業の実施にあたっては、県社協が実施している「THANKS（サンクス）運動」や、「地域力強化事業（ゆいまーる事業）」、地域における災害時支援等の趣旨や目的と連動した取り組みを検討する。

（５）コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

モデル指定を受けた市町村社協は、当該事業を円滑にすすめるためコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置する。

２ 県社協が行う事業

県社協は、市町村における地域住民の多様な課題への相談対応と支援の仕組みづくりに向けた事業【下記（１）から（４）】を実施する。

（１）モデル市町村社協への個別支援

モデル指定を受けた市町村社協を対象に、巡回訪問を実施、事業実施状況の課題の把握を行うとともに、必要な助言・支援を行う。

（２）モデル市町村社協・参画法人等への集団支援

- ①モデル市町村社協連絡会の開催等による情報共有、課題検討。
- ②モデル市町村社協及び参画法人を対象とした研修会等の実施。
- ③地区圏域を対象とした、福祉施設経営法人との協働による公益的な取り組み促進に関する実践報告会・研修会等の開催経費の助成。
- ④その他、県社協が実施する各種会議・研修会等への参加呼びかけ。

（３）市町村社協及び各種別協議会代表者による県域プラットフォームの立ち上げ

- ①「県内社会福祉法人の地域における公益的な取り組み指針」に基づく、公益的な取り組みの推進策の検討・情報提供等。
- ②モデル市町村社協の取り組みを踏まえた、全市町村化に向けた検討。
- ③「THANKS（サンクス）運動」と連動した、推進策の検討。
- ④災害時における社会福祉法人の支援連携の在り方の検討。

（４）事業推進指導員の設置

県社協は、当該事業を円滑にすすめるため事業推進指導員を配置する。

附則

この要項は、令和２年５月２６日から施行し、同年４月１日から適用する。